

第 1 1 号議案

亀岡市社会体育施設条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市社会体育施設条例（昭和 3 9 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例

亀岡市社会体育施設条例（昭和 3 9 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に備考として次のように加える。

備考

市外居住者（法人にあつては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、この表に定める額の 5 割相当額を加算する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市社会体育施設を市外居住者等が使用する場合は、使用料を5割増しとすること。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行すること。